

ワンストップ特例申請 記入例
【令和元年度分申告書の送付期限】令和2年1月10日

令和 元 年 12 月 1 日 山梨県道志村長 殿	整理番号	捺印してください
住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市1-2-3	フリガナ	ドウシ ハナコ
	氏 名	道志 花子 印
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
	性 別	女
	生年月日	昭和52年4月1日

「個人番号」には、あなたの個人番号（行政手続における特定の法律の各条の項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。 **個人番号(マイナンバー)を記入してください**

太枠内の項目を全て記入してください
あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和元年10月1日	30,000円

2. 申告の特例 **寄附金領収書に記載の受領年月日及び寄付金額を記入してください**

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見られる者をいいます。 **確定申告及び住民税申告をする必要のない方のみチェックしてください**

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能です。
寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による控除を受ける者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受ける者がいる者である。

住所と氏名を記入してください。後日、申告特例申請書受付書として送付いたします。

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数）

住 所	〇〇県〇〇市1-2-3
氏 名	道志 花子 殿

**ご記入後、記入事項を確認のうえ、必要事項(裏面参照)を添付し、下記住所までご郵送願います。
〒402-0209
山梨県南都留郡道志村6181番地1
道志村役場 ふるさと振興課**

整理番号： 受付団体

各種書類



以下のA, B, Cのいずれかの組み合わせでの提出が必要です。

※写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようコピーしてください。

A

マイナンバーカード（表面）のコピー

マイナンバーカード（裏面）のコピー

 + 

身元確認用

番号確認用

B 次のうち、いずれか1点のコピー

- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバーの記載されている住民票

番号確認用

+

次のうち、いずれか1点のコピー

- ・運転免許証
- ・パスポート

身元確認用

C 次のうち、いずれか1点のコピー

- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバーの記載されている住民票

番号確認用

+

次のうち、いずれか2点のコピー

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・提出先自治体が認める公的書類※

身元確認用

※公的書類は、各種手帳や役所が発行した証明書等になります。詳しくはお問い合わせください。